

鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第4回）

〔令和6年8月分～10月分、令和7年1月分～3月分〕

エネルギー価格高騰の長期化に鑑み、特別高圧を受電している中小事業者等及び特別高圧を受電している大型商業施設等に入居して店舗を運営する中小企業者の電気料金負担に対し支援します。

対象事業者

（1）特別高圧を受電している中小事業者等（以下、「特別高圧受電中小事業者」という。）

鳥取県内に所在する事業所において、小売電気事業者と契約を締結し特別高圧で受電する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合 ※上記に該当しない大企業、官公庁施設、医療法人（大型病院等）等は対象になりません。

（2）特別高圧を受電している大型商業施設等に入居して店舗を運営する中小企業者（以下、「特別高圧受電商業施設等入居者」という。）

施設の運営を行う者が代表して小売電気事業者と契約を締結し、特別高圧で受電する鳥取県内に所在する大型商業施設等に入居して店舗（現金預入払出兼用機の設置のみで営業する店舗その他別に定める店舗を除く。）を運営する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（契約に基づき電力を使用して応分の負担を行う者に限る。）

※上記に該当しない大企業、中小企業者に該当しない行政サービス事業等及び無人で業を営む場合の出店等は対象になりません。

※中小企業基本法第2条第1項の中小企業者は以下のとおりです。

業種	会社又は個人
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

補助内容

各事業者の令和6年8月分から10月分まで及び令和7年1月分から3月分までの特別高圧電力（2万V以上）の使用料を従量に応じて補助します。（高圧電力（6,000V）は対象外です。）

（1）特別高圧受電中小事業者

対象期間	補助内容
令和6年8月分・9月分	1kWhの使用につき2.0円を補助
令和6年10月分、令和7年1月分・2月分	1kWhの使用につき1.3円を補助
令和7年3月分	1kWhの使用につき0.7円を補助

※1kWh未満は切り捨てになります。※補助額は、各月の合計（1円未満切り捨て）となります。

※補助金は1事業者ごと1,000万円が上限となります。

※申請は1事業者ごとに1回限りです。一部の対象期間のみ申請することは可能ですが、2回以上に分けて申請することはできません。

（2）特別高圧受電商業施設等入居者

対象期間・補助内容は（1）特別高圧受電中小事業者と同じです。

※1kWh未満は切り捨てになります。※補助額は、各月の合計（1円未満切り捨て）となります。

※1つの大型商業施設で補助の上限を1,000万円とし、上限に達する場合は上記の合計額から相応分の額が減額されます。

※1つの大型商業施設等で入居店舗ごとに補助対象となります。申請は、各大型商業施設等の入居店舗ごとに行ってください。ただし、申請はそれぞれ1回限りです。一部の対象期間のみ申請することは可能ですが、2回以上に分けて申請することはできません。

申請期間

令和7年6月30日（月）まで（当日消印有効。電子申請は同日23:59受信分まで）

※本補助金は、事前の使用見込みに基づいて、従量に応じた使用実績分を支給します。

※使用実績が交付決定された量を上回る場合、事前に変更申請して交付決定額を変更しておく必要がありますので、あらかじめご注意ください。

申請はこちら>>>https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14315



【問合せ先】

鳥取県商工労働部企業支援課 特別高圧電力料金高騰対策補助金 係 【HP】 <https://www.pref.tottori.lg.jp/320101.htm>

TEL: 0857-26-7249 FAX: 0857-26-8117 メール: kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp